

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 20 日

社団法人 日本青果物輸入安全推進協会

常務理事 細川 延英 殿

消費・安全局植物防疫課検疫対策室

課長補佐（検疫業務班担当）

低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて低温消毒が行われる条件付き植物の消毒終了の確認について

植物検疫業務の適正な実施に当たっては、日頃から御配慮いただき厚く御礼申し上げます。

条件付き輸入解禁植物のうち、低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて低温消毒が行われる場合の、消毒終了の確認については、これまで、原則として輸出国の植物防疫機関と日本側植物防疫官が処理の記録を各積荷毎に同時に立ち会って確認してきたところです。

当該確認は、自動温度記録装置内の消毒記録の情報をダウンロード後、同時に行っていましたが、当該情報は、一度ダウンロードされれば、その後は何時でも処理された積荷毎に確認が可能であること、更に近年、国際物流が迅速化する中で、常に共同で確認する必要性は低くなっているものと考えます。

このため、今後、当該確認は、基本的には、輸出国植物防疫機関が自動温度記録装置の消毒処理情報を確認した後、当該情報を日本側植物防疫官が別途確認することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、当面の間は、輸入解禁当初や、輸入シーズンの最初の貨物の消毒終了の確認については、当該制度の周知を行う必要もあることから、従前のおり輸出国植物防疫機関が確認する際に日本側防疫官が立ち会って確認することといたしますので、合わせてご了知願います。